

これは、保険契約において、保険者の保険契約の支払義務は確定的義務であつて偶然な事実に左右されないが、保険者の保険金給付義務の具體化または具体化の時期が偶然な事実によつて左右されるため、当事者が間の具体的給付相互間の均衡関係が偶然に左右される性質を意味する。この点から、(i)保険者にとってキヤッジ・フローの量および発生時期の見積りが困難であり、高度なALMを要求され、これに失敗するといふ日本の生保にみられるようなくつたる点ならびに(iii)異常危険に備えるための内部留保（自己資本）の適正額の見積りが困難であり、(iv)一九九九年九月一日の米国的同时多発天災の影響を受けた日本の損害保険会社の突然破綻を招いた点が指摘される。その結果、保険契約の通常（保険負債）評価の困難性が専かれ、保険契約に関する会計原則が大きく阻害要因となってきた。

(2) 双務契約性
保険契約は、保険者の安全保障義務と、保険契約者の保険料支払義務が相互に対立する関係にある双務契約である。保険者の安全保障義務の内容は無形ではあるが、宗教などによる精神的安心感の付与とは異なる、適切な再保険の締結、保険支

握を常時実現し得るだけの資産の流動性の確保、適正な額の責任準備金の積立てなど経済措置の裏づけを伴う安全保険給付である。この点から、厳格なリスク管理態勢構築と行政による支払能力（ソルベント）の監督が必要となる。

また結果として、生命保険業における「危険準備金」、損害保険業における「異常危険準備金」、「価格変動準備金」といった利益留保の側面を持つ負債の計上（商法施行規則86④⑤）という他の産業には見られない特別な会計処理を義務づける背景となる。

(3) 付合契約性
この付合契約自体は、保険者は、保険取引の大額処理と加入者間の実質的不公平の発生を防止するため、あらかじめ詳細な標準的保険契約を作成し、加入者は、別段の意思表示をしない限り、当然にこれに付合することによって契約を締結する、といふものであるが、この特質の背景が会計上は重要なポイントとなる。

IFRS【案】での主要な提案内容

保険契約は、2007年まで引き続き、現在の自国内の会計原則で報告される。この種の年金および貯蓄保険ならびに金融再保険（ファイナントリック）商品を含む重要な保険契約として分類されるべきである。
ある種の非生命保険契約は重要な保険契約と見なされ、IFRSはその利益留保の算定方法を規定する。これらの手続は、当該保険契約に適用される場合に限られる。
公正価値と測定されない保険契約については、例えば、持分証券のインデックスの特徴を有する部分およびオプションなどリバティ型の特徴を有する部分は、公正価値で別個に会計処理される必要がある（ただし、これらが保険契約を形成する群衆の把握する場合は除外される）。
公正価値と測定されない保険契約についての会計処理は、例えば、持分証券のインデックスの特徴を有する部分およびオプションなどリバティ型の特徴を有する部分は、公正価値で別個に会計処理される必要がある（ただし、これらが保険契約を形成する群衆の把握する場合は除外される）。
損害（短期）保険契約の責任準備金の割引計算は、現時点では許容されるが、要求はされていない。
保険者は、少なくとも2007年までは、保険契約の新契約費の換算処理を維持できる。
保険契約は、損失超過ストップが適用される。この損失超過ストップは将来のキャッシュフローの現在の見積りを基礎としてつくられた。保険者の現在の会計方針がこの対応に十分性をもつておらず、もじめら場合を除く。
異常危険準備金および平均準備金は削除されている。
ほとんどどの保険契約は、保険契約であつて、投資契約であつても、エクスポートでは現在の会計処理を引き継ぎ行うことになる。しかし、未割当剰余は、株主である（すなわち、契約者の所有権のためである）ことが意図される必要がある（すなわち、開設区分は設定しない）。

「保険契約に対するIFRS公開草案のポイントと課題」

従来の金融商品の公正価値評価議論の中心は、有価証券・リバティ型であり、金融負債は現在IAS39号改訂案で限定期的に議論されているにすぎない。しかし結果として本公開草案が提示した議論は一般事業会社にも敷衍する「負債評価の在り方」について課題を提示するものとなった。本稿では、公開草案のポイント解説を通して、「負債評価の課題」を提示し、一般事業会社のALM・リスク管理についても考える契機を与えることを目的とする。なお、本稿中、意見の部分は個人的見解に基づくものであり、関連する団体の公式見解ではない点を申し添える。

新日本橋上院会計橋上院

審議会は、本IFRS【案】の開発にあたり、二〇〇五年までに新しい会計を完成させることができるないことが確定したため、本IFRS【案】は保険プロジェクトのフェーズ1を記すのみとなっている。すなわち、本IFRS【案】を発行して、(1)審議会が本プロジェクトの第IIフェーズを完成する際に、その内容を逆転させる必要が生じるかもしれない。(2)保険契約を発行する企業・保険者に、保険契約に関する情報の開示を求めることとした。なお、フェーズIIにおいては、保険会計に関する、より広い概念上および実務上の論点が取り扱われる予定であり、これらの論点が、二〇〇三年の第四四半期に再開する審議会の審議と利害関係者との協議のテーマとなる。

審議会は、本IFRS【案】の開発にあたり、二〇〇五年までに新しい会計を完成させることができるないことが確定したため、本IFRS【案】は保険プロジェクトのフェーズ1を記すのみとなっている。すなわち、本IFRS【案】を発行して、(1)審議会が本プロジェクトの第IIフェーズを完成する際に、その内容を逆転させる必要が生じるかもしれない。(2)保険契約を発行する企業・保険者に、保険契約に関する情報の開示を求めることとした。なお、フェーズIIにおいては、保険会計に関する、より広い概念上および実務上の論点が取り扱われる予定であり、これらの論点が、二〇〇三年の第四四半期に再開する審議会の審議と利害関係者との協議のテーマとなる。

本IFRS【案】は保険会社の財務管理の透明性を高める可能性があることは評価できるが、結果的に一般事業会社にも敷衍する「負債評価の課題」一般事業会社のALM・リスク管理に利用される保険契約およびキャブティブ等保険代替手段によるリスクヘッジの増大への対応について諸問題を提起するものとなつた。

正価値の変動の取扱いも明らかでない。

(4) 生命保険会社の危険準備金と損害保険会社の異常危険準備金

本—I-FRS〔案〕では、異常危険準備金はフェーズーから負債計上が認められないことになる。一方、危険準備金は微妙であるが、負債計上は認められる可能性は極めて低いといえよう。危険準備金と異常危険準備金は、本質的な相違はあまりないと思われるが、既存の契約のみを前提としたものが危険準備金、将来契約をも含めて計算されるのが異常危険準備金であり、後者はIASB概念フレームワークの負債の定義中の“過去の事象”というクローズドブックの前提から外れる点が理論上の相違点といえる。

確かに、世界的にはこれらの準備金に負債性を認めている主要国は少數であり、また「貸付準備金」という名目で計上されるため、商法でかつて禁止された秘密準備金に該当する懸念もある。また、積立根拠も明確かつ透明性のある計算が困難である。ただし、危険準備金にせよ異常危険準備金にせよ、当該危険に対する対価は、現在の契約者の保険料の一部で晦われ、また実際に、一〇〇

年周期で巨大地震、二五〇年周期で巨大地震と大風水害が同時に発生している等の統計がある以上、負債としての認識そのものを否定することは疑問が残る。再論を期待したい。

もちろん、「認識を肯定しながらも評価され、オーバーランとされる」とはあり得るし、現実的に「償済債務」の認識・測定の問題でこのような考え方のプロセスが使われている。

(1) 保険会計を含む制度会計の目的について

事業体をとりまく利害関係者は多数おり、典型的には既存株主、債権者、一般投資家、経営者、従業員、保険会社の契約者が挙げられる。また、保険会社を監督する行政府もしかりである。この点を検討するに当たります考慮されるべきものは、審議会の財務諸表の作成及び表示に関するフレームワークである。この中で「財務諸表の目的」に関しては次の記載が見られる。

〔12〕財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行なうに当たり、企業の財政状態、業績及び財政状態の変

動に関する有用な情報を提供することにある。

13.この目的のために作成される財務諸表は、ほとんどの利用者の共通の要求を満たすものである。しかし、財務諸表は主として過去の事象の財務的影響を表示し、必ずしも非財務的情報を提供するとは限らないため、財務諸表は、利用者が経済的意図を行うために必要とするすべての情報を提供するものではない。

14.財務諸表はまた、経営者の受託責任又は経営者に委ねられた資源に対する会計責任の結果も表示する。経営者は受託責任又は会計責任を評価しない限り、利用者は、経済的意図決定を行うために、そのような評価を行う。かかる意思決定には、例えば、利用者が当該企業に対する投資を保有若しくは売却するかどうか、又は経営者を再任若しくは交替させるかどうかが含まれる。」

一般的に会計の機能は利害調整機能と情報提供機能であると評価されてきた。日本の商法会計制度に代表される制度会計においても債権者保護と出資者保護の調和・調整、あるいは現在の出資者と将来的出資者との利害の調和・調整が賃年の課題であり、この調整が制度会計の歴史そのものといつても過言ではない。制度会計の目的は、株主、債権者あるいは契約者の利害調整・保護機能を、あくまで一つの財務諸表で実現しようとしてきた。少なくともドイツをはじめとする大陸法系諸国、日

本ではそうであった。一方、米国では、これらを別個に作成するものとされているが、米国の諸規準のありが、ベストか否か十分な議論がなされていたわけではないように思う。

(2) A-LMの視点からの資産・負債一体評価の必要性

本—I-FRS〔案〕では、保険負債の割引率として用いる当該企業の調達金利が上昇し、その結果、当該企業の負債の評価額が減少する現象をいう。こうした現象をバラドックスと称するのは、信用リスクが増加するにもかかわらず負債が減少し、その結果、純資産が増加するため、直感的におかしいと感じられるためのようである。

私見では、重要な問題は、①信用のバラドックスにより発生する評価損益が、現在のIASB概念フレームワークでは、自己資本に該当する懸念があること(資本は資産と負債の差額であるため)、②結果として自己資本比率が上昇し、特に金融監督法上、健全性が見かけ上、上昇する

(6) 負債評価と資産評価の関連

本—I-FRS〔案〕では、保険負債の割引率は資産の収益率等には依存しない旨を提案している。負債評価と資産評価が相互に独立している第一に優先され、資産はその観点からみてふさわしい評価額を付すべきだという議論になれば、負債評価としては、引当金以外の論点については

これまでの会計法規において検討されてきた評価の問題は、大部分は資産評価に関するものと言つて過言ではない。一方、負債の評価については、

る。

これまでの会計法規において検討されてきた評価の問題は、大部分は資産評価に関するものと言つて過言ではない。一方、負債の評価については、引当金以外の論点については

本では、これらを別個に作成するものとされているが、米国の諸規準のありが、ベストか否か十分な議論がなされていたわけではないように思

う。

IASB概念フレームワークは、過度に資産及び負債の定義・認識、測定に比重を置いていたため、最も重要なと思われる財務諸表の目的論と認識・測定論との整合的な説明がない。必ずしも十分でない。この不十分性が典型的に表面化したのが今回の本—I-FRS〔案〕であろう。したがつて、財務諸表目的論と財務諸表項目の認識・測定の関連性、ならびに保険負債に公正価値を導入した際の財務諸表の利害関係者が懷くことになる財務諸表の「有用性」について、フェーズⅡまで十分な議論が望まれる。

(5) 信用のバラドックス(負債のバラドックス)とは、負債の評

価が提案されている。本—I-FRS〔案〕では、保険負債のみがオーナー

ス、保険会社の金融資産、投資不

動産については、それぞれ別の—I-FRSの適用を行うことは是非も問

われている。

私見では、保険負債だけを時価評価し、その公正価値変動を損益計算書に計上しても意味がない、貸付金・有価証券・投資不動産も同様に公正価値評価を行い、その公正価値変動を同様に損益計算書に計上し、公正価値ヘッジ(広義)あるいはキャッシュフローヘッジ(広義)の効果を反映させなければ、財務諸表利用者は適切な財務管理情報を提供しないものと思われる。一方、多額の借入金で多額の設備投資を行う事業体は、双方を原価評価し、伝統的な収益費用対応原則に則った財務諸表を作成することが適切である。負債評価もこのように、保険契約だけ

は、これを別個に作成するものとされているが、米国の諸規準のありが、ベストか否か十分な議論がなされていない。一方、米国では、これはどちらを別個に作成するものとされているが、米国の諸規準のありが、ベストか否か十分な議論がなされていない。

英國や豪州では、養老保険の売買が行われている例も見受けられるものの、一般的には保険契約等に生じる保険契約については取引市場が存在しないと言われる。このような状況下で、公正価値測定の結果、評価額は計上された場合、その評価益の実現性(あるいは換金可能性)は極めて低いと推定される。実現可能性の低い評価益の計上は、会計理論上は起り得るとしても、如何なものでろうか、再論を提起したい。特に債権保護の視点、保険会社の健全性を確保の視点を著しく失ったものと言えないであろうか。

英國や豪州では、養老保険の売買が行われている例も見受けられるものの、一般的には保険契約等に生じる保険契約については取引市場が存在しないと言われる。このような状況下で、公正価値測定の結果、評価額は計上された場合、その評価益の実現性(あるいは換金可能性)は極めて低いと推定される。実現可能性の低い評価益の計上は、会計理論上は起り得るとしても、如何なものでろうか、再論を提起したい。特に債権保護の視点、保険会社の健全性を確保の視点を著しく失ったものと言えないであろうか。

英國や豪州では、養老保険の売買が行われている例も見受けられるものの、一般的には保険契約等に生じる保険契約については取引市場が存在しないと言われる。このような状況下で、公正価値測定の結果、評価額は計上された場合、その評価益の実現性(あるいは換金可能性)は極めて低いと推定される。実現可能性の低い評価益の計上は、会計理論上は起り得るとしても、如何なものでろうか、再論を提起したい。特に債権保護の視点、保険会社の健全性を確保の視点を著しく失ったものと言えないであろうか。

英國や豪州では、養老保険の売買が行われている例も見受けられるものの、一般的には保険契約等に生じる保険契約については取引市場が存在しないと言われる。このような状況下で、公正価値測定の結果、評価額は計上された場合、その評価益の実現性(あるいは換金可能性)は極めて低いと推定される。実現可能性の低い評価益の計上は、会計理論上は起り得るとしても、如何なものでろうか、再論を提起したい。特に債権保護の視点、保険会社の健全性を確保の視点を著しく失ったものと言えないであろうか。